

第18回福津市農業委員会総会議事録

開催日時：令和4年6月7日,午後2時00分から
 開催場所：福津市役所別館1階大ホール
 出席者：農業委員9名, 推進委員10名 事務局2名
 欠席者：1名
 議事録署名委員：2名

発言者	内容
局長	<p>只今から第18回福津市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席委員数は9名でございます。</p> <p>よって、福津市農業委員会会議規程第10条の定数に達しておりますので、本会議は成立しております事をご報告申し上げます。では、会長ご挨拶をお願いいたします。</p>
副会長	<p><会長挨拶></p>
局長	<p>続きまして、会議規程第5条の規定により、副会長へ本総会における議長の就任をお願いしたいと思います。</p>
副会長	<p>それでは、会議規程第44条による本日の議事録署名委員は、7番大庭委員、8番安部委員をお願いいたします。また、本日の議案は先に配布しておりました、日程第1議案第131号から日程第8議案第138号の審議をお願いいたします。なお、発言につきましては挙手の後、自己の番号と氏名を告げ、起立の上お願いいたします。また、採決につきましては、農業委員による採決となります。</p> <p>それでは、日程第1議案第131号農地法第3条の規定による許可申請(番号1)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
副会長	<p>これにつきましては、地元委員、説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請のあった農地は数年前から貸し手に耕作を委託されていまして、先日、現地を見に行ったところ、田んぼはすでに田植えが終わっていました。</p> <p>畑の方はきれいに草刈りがされていまして、すぐに植えられるようにしていました。</p>

副会長	譲受人は以前より上西郷地区で米などの農作物作業のお手伝いを広くされています。
事務局	事務局から補足説明はありますか。
副会長	特にありません。
副会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。
事務局	質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第1議案第 131号 農地法第3条の規定による許可申請(番号2)について、事務局の提案をお願いいたします。
事務局	<議案朗読>
副会長	地元委員、説明をお願いします。
担当委員	譲渡人は宮若市にお住まいの方で、相続によってこの農地を取得したとのことです。高齢になられて耕作できないということで、譲受人に売却したいということです。譲受人は昨年の5月にも3条許可を申請して近くの農地を5反ほど取得しています。将来的には盛り上っている部分を削って、畑にしたいという意向とのことです。
副会長	事務局から補足説明はありますか。
事務局	特にありません。
副会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。
事務局	質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第 132号 農地法第5条の規定による許可申請(番号1)について、事務局の提案をお願いいたします。
事務局	<議案朗読>
副会長	地元委員、説明をお願いします。
担当委員	今回の申請は松岡医院の駐車場として転用したいとのことです。
副会長	事務局から補足説明はありますか。
事務局	この申請地は都市計画法の用途地域に指定されているので第3種農地となり、転用すること自体には何ら問題のない農地となります。
副会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。
事務局	質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第 132号

	<p>農地法第5条の規定による許可申請(番号2)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
副会長	<p>地元委員、説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>この農地は自己用住宅を建てるということで申請がされています。</p>
	<p>雨水排水については、西側の農業用水路に流すということです。また、市道には公共上下水が通っているので、そこから引き込むということです。</p>
副会長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>農地の広がり10ha以上ありますので、第1種農地となりますが、近隣に集落がありますので、集落接続ということで転用が可能となっています。このことは、県農林事務所にも確認をしています。</p>
副会長	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p>
	<p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第132号農地法第5条の規定による許可申請(番号3)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
副会長	<p>地元委員、説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地は宮司ヶ丘で、西側には溜池があります。生活排水や上水道については、市道に通っているので、それに接続するということです。</p>
副会長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>宅地分譲ということで1区画の申請となっています。また、都市計画法の用途地域に指定されていますので第3種農地で宅地分譲の転用についても、何ら問題のないところとなっています。</p>
副会長	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p>
	<p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第132号農地法第5条の規定による許可申請(番号4)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>

副会長 担当委員	<p>地元委員、説明をお願いします。</p> <p>この申請地は左側に国道495号線があって、在自側にあります。周りには家が建っていて、畑としては使えない状況となっています。それで、不動産業者の仲介によって、申請者が家を建てたいということです。周りには家が建っていることや、上下水道も通っているので問題ないと思っています。</p>
副会長 事務局	<p>事務局から補足説明はありますか。</p> <p>この申請地は都市計画法の用途地域に指定されていますので第3種農地となっております、転用自体には問題のない農地です。</p>
副会長	<p>この件について、ご質問や意見などはありますか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第 132号農地法第5条の規定による許可申請(番号5)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
副会長 担当推進委員	<p>地元委員、説明をお願いします。</p> <p>この申請は2筆あります。図面北側には旧西鉄の線路跡地があって、ソーラーパネルが設置されています。東側には川があって、そちらには擁壁をするということです。市道には公共上下道が通っていますので、それを使うということで聞いています。北側には田んぼがありますので、そちらに水を流せるようにするという条件で水利承諾が取れています。</p>
副会長 事務局	<p>事務局から補足説明はありますか。</p> <p>宅地分譲ということで6区画の申請が上がっています。この申請地は都市計画法の用途地域に指定されていますので第3種農地となっております、宅地分譲の転用自体には問題のない農地です。</p>
副会長	<p>この件について、ご質問や意見などはありますか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第 132号農地法第5条の規定による許可申請(番号6)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>

副会長 事務局	<p>この件について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>この申請については、前回の総会でご意見がありまして、申請面積が確定していないものを審議することはどのようなものかということで保留になっていました。再度、申請の添付資料を確認すると地籍求積図が付いていました。面積は、480.58㎡です。</p> <p>県農林事務所との協議では分筆後の字図が必要であるとのことでしたが、申請書は県農林事務所に進達しています。県農林事務所かた求められる資料については、随時修正などが必要になると考えています。この申請地は前回総会でご説明のとおり、開発許可と同時にになりますので、これも含めたところで、進めているところです。</p>
副会長 推進委員 事務局	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>今後、このような申請が出て来た時には、許可をするということでよろしいでしょうか。</p> <p>このことについては、福岡県農林事務所とも共有をされています。この4月から福津市の担当の方も新たになっています。この申請は農振農用地の除外申請からスタートしたこと、農地転用申請が出ていること、市街化調整区域に分家住宅を建てるということで開発許可申請を同時平行でされています。申請者の代理人の方に確認したところ、現在、法務局の分筆登記の手続きが進行中であるとのことでした。県農林事務所は最終的には許可前までには分筆した字図を提出してもらうということです。市としてこれを受けていいかということの調整したところ、市農業委員会の判断にもよりますが、事務局長の裁量で受け付けて、通るということであれば、県農林事務所に進達してくださいという指示がありましたので、この議案に上げました。今後のことについては、事務局で協議し、慎重に判断していきたいと考えています。</p>
副会長	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第3議案第 133号農地法第3条の3第1項の規定による届出報告(相続)について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
副会長	<p>農地法第3条の規定による届出報告です。次に日程第4議案第 134号農地法第5条第1項第7号の規定による届出報告について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
副会長	<p>農地法第5条の規定による届出報告です。次に日程第5議案第 135号農地改良行為</p>

事務局 副会長	<p>(客土) に関する届出行為について、事務局から説明をお願いします。</p> <p><議案朗読></p> <p>客土に関する届出報告です。次に日程第6議案第 136号非農地証明書にかかる発出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 副会長	<p><議案朗読></p> <p>非農地証明書の報告です。次に日程第7議案第 137号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 副会長	<p><議案朗読></p> <p>利用権の合意解約です。次に日程第8議案第 138号福津市農用地利用集積計画の策定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 副会長	<p><議案朗読></p> <p>福津市農用地利用集積計画の策定です。以上で議案の審議はすべて終わりました。</p> <p>次回の開催予定は7月5日(火)です。</p> <p>以上を持ちまして第18回福津市農業委員会総会を閉会します。</p>